

令和7年度

漏 水 調 査 業 務 委 託

設 計 書

草加市上下水道部

令和7年度	
委託名	漏水調査業務委託
履行場所	草加市水道事業給水区域内（別紙図範囲）
設計額	金 円
委託価格	金 円
消費税相当額	金 円
委託概要	草加市南西部（県道さいたま草加線以南、東武伊勢崎線以西）に位置する、配水管が埋設されている道路の路面音聴調査（74.7km）、伏越し部の多点相関調査（10地点20箇所）及び給水管（2,619戸）の戸別音聴調査により漏水箇所を特定する。
備考	単価適用年月：令和07年07月01日付 公共 経費適用年月：公共委託 令和06年度

## 本委託費用内訳書

名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務原価	漏水調査業務委託	1	式	—		第1号内訳書
業務原価計						
諸経費		1	式	—		
委託価格計						
消費税相当額						委託価格× 10.0%
委託費計						

第1号 内訳書							1式当り
名称	規格寸法	数量	単位	単価	金額	摘要	
直接業務費	作業計画作成	74.70	km			第1号代価表	
	現場下見調査	74.70	km			第2号代価表	
	多点相関調査【調査工】	20	箇所			第3号代価表（1地点2箇所）	
	多点相関調査【データ処理解析】	20	箇所			第4号代価表（1地点2箇所）	
	戸別音聴調査	2,619	戸			第5号代価表	
	路面音聴調査（夜間）	74.70	km			第6号代価表	
	漏水確認調査	74.70	km			第7号代価表	
	報告書作成（集計・分析・考察提言含む）	74.70	km			第8号代価表	
小計							
直接経費（安全費）	率計上分	1	式	—			
小計							
計							



第2号 代価表 現場下見調査

70km当り

名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
金属探知器損料 (ロケーター)			日			
管探知器損料 (金属・非金属)			日			
ライトバン損料	1500cc		日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			L			
諸経費		1	式	—		
計						
				1km当り		

第3号 代価表 多点相関調査【調査工】

16箇所当り

名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
相関式漏水 探知装置損料			日			
ライトバン損料	1500cc		日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			L			
諸経費		1	式	—		
計						
				1箇所当り		





第6号 代価表 路面音調調査（夜間）

7km当り

名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
調査助手（割増分）			人			
漏水探知器損料			日			
ライトバン損料	1500cc		日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			L			
諸雑費		1	式	—		
計						
				1km当り		

第7号 代価表 漏水確認調査

12.7km当り

名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査助手			人			
相関式漏水 探知装置損料			日			
発動発電機	1kVA		日			
ガソリン (発動発電機)			L			
電動ハンマドリル損料	1.1kW		日			
ホーリングバー損料			日			
音聴棒損料			日			
ライトバン損料	1500cc		日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン (ライトバン)			L			
諸雑費		1	式	—		
計						
				1km当り		



## 仕 様 書

- 1 委 託 名 漏水調査業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から150日間
- 3 履行場所 草加市水道事業給水区域内（別紙図範囲）
- 4 支払方法 業務完了払
- 5 業務内容
  - (1) 漏水調査
  - (2) 詳細は、別紙特記仕様書のとおり
- 6 その他
  - (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
  - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
  - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
    - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
    - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
  - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
  - (5) この仕様書に記載のない事項については、担当（上下水道部水道施設課維持管理係）と協議すること。
- 7 連絡先 草加市上下水道部水道施設課 維持管理係  
電 話 048-925-3227（直通）

# 特記仕様書

## 第1章 総則・適用範囲

### 1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、草加市水道事業（以下「発注者」という。）が発注する漏水調査業務委託について適用するものとする。
- (2) 受注者は、業務の遂行に当たって、仕様書、設計図書及び特記仕様書に疑義が生じた場合は、直ちに発注者と協議し、決定するものとする。

### 2 法令等の遵守

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令・条例・規則等、当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
- (2) 業務従事者に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任の下で行うこと。

### 3 官公署への手続

受注者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けること。

### 4 周辺住民等との協調

受注者は、周辺住民等からの要望又は周辺住民等と交渉があったときは、作業内容等を十分説明し、誠意を持って対応し、その結果を速やかに監督員に報告すること。

### 5 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、水道施設に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業に当たり、万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

### 6 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。

## 第2章 安全管理・衛生管理

### 7 一般事項

受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じ、安全管理について、受注者の責任で実施する。

### 8 安全教育

受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業の安全意識の向上を図ること。

### 9 安全衛生

労働安全衛生及び関係諸法令を遵守し、業務従事者の安全を優先に業務を行う。

### 10 安全衛生管理

労働安全衛生法及び関係諸法令、並びに管理規定に基づいて安全衛生管理を組織し、作業安全心得を厳守して業務を行う。

(1) 業務従事者は服装を清潔に整え、安全帽、安全靴、手袋等を正しく装着する。

(2) 常に健康状態の維持に努め、異常のある者は就業を禁止する。

### 11 安全対策

(1) 受注者は、本業務を実施するに当たり、作業者は戸別音聴、調査時を除き必ず複数人で行い、作業中は安全に留意し車両等の走行に対する危険を防止するため、カラーコーン及びバリケード等を常備するなどの安全対策を講じるものとする。

(2) 作業区域内には、交通誘導員を適正に配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行うこと。

(3) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本特記仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

(4) 前項の対策に関する具体的事項は、関係機関と十分に協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

### 12 局地的な大雨に対する業務等安全対策

受注者は、以下の(1)から(4)までの内容について、安全管理計画を明記した業務計画書を作成し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。また、補完する情報として、「局地的な大雨に対する下水道管渠内

工事等安全対策の手引き（案）（平成20年10月 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会）」に準じるものとする。

(1) 現場特性の事前把握

受注者は、作業現場付近の浸水被害、既往事故、ハザードマップ等の資料を基に、作業現場の状況を把握すること。

(2) 業務の中止・再開基準の設定

受注者は、標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた業務箇所ごとの中止基準を設定すること。

また、業務等開始後に気象情報や気象状況の変化により大雨の予兆を捉えた場合には、中止基準に至る前の時点においても、これらの中止基準を補完する情報を活用し、業務等の中止判断を的確に行うこと。業務等の開始に当たっては、中止基準に抵触せず、当該作業現場の安全が十分確保されていることを確認すること。また、業務等の中止及び再開を行った場合には、監督員にその旨連絡すること。

なお、標準的な中止基準とは、当該業務等箇所又は上流部に洪水又は大雨の注意報・警報が発表された場合のことをいう。

(3) 迅速に退避するための対応。

(4) 日々の安全管理の徹底。

### 13 熱中症対策

熱中症対策として、令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則に基づき、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等迅速かつ適切に対処し、熱中症の重篤化を防止すること。

なお、作業の一時的な中止に伴う履行期間の延伸が必要な場合は、発注者と協議すること。

### 14 その他

(1) 万一、事故が発生したときは、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。

前項の通報後、受注者は、事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により提出すること。

(2) 緊急の調査要請が発注者からあった場合は、これに対応すること。

### 第3章 漏水調査業務の実施

#### 15 業務の範囲

受注者は、次に掲げる事項を遵守して業務を行うものとし、その他発注者が必要と認める業務については、発注者の指示によるものとする。

##### (1) 作業計画の作成

本調査に先立ち、調査方法、調査ブロック割、作業工程等の綿密な作業計画を作成し、業務計画書に含め、発注者に提出するものとする。

##### (2) 現場下見調査

現場作業に先立ち、調査区域の道路事情、弁栓類等の確認を行った上で作業の手順、調査工区の割振り、問題点等を発注者に報告し指示を受けること。また、調査区域において他事業者等と作業等が重複することが判明した場合、発注者に報告し協議すること。

##### (3) 多点相関調査

配水管の弁栓類に相関式漏水探査装置を複数台設置し、騒音や使用水の少ない時間帯に測定し、測定終了後、相関式漏水探査装置を速やかに回収しデータ解析を行い、漏水の有無を確認し漏水がある場合には漏水箇所の特定を行う。

設置に当たっては、タイマーを用いて昼間に設置し夜間に測定を行うものとする。

##### (4) 戸別音聴調査

調査区域の各戸毎の止水栓及び量水器を調査対象とし、音聴棒等を用いて漏水（漏水疑似音）を発見する。

##### (5) 路面音聴調査

騒音や使用水の少ない時間帯に配水管・給水管上に漏水探知機を用いて聴音歩行し、路面より漏水疑似音や異常音を補足する。

##### (6) 漏水確認調査

ア 路面音聴調査で発見した漏水音・異常音の位置をハンマードリル、ボーリングバーを用いて路面を穿孔し、音聴棒を孔に挿入し、漏水の有無を確認する。

イ 確認調査時に漏水音の有無が困難な箇所に対しては、相関式漏水探査装置等を使用し漏水箇所を確認する。

ウ 探知箇所のボーリングによる確認は、地下埋設物（ガス管、電話ケーブル、電力ケーブル等）の位置を十分考慮の上行うこと。

なお、不明の場合等については、事前に発注者と協議し、必要に応じて関係者立合いの上で、感電事故、爆発事故防止の目的で、地中レーダーを使用し、埋設状況を把握すること。また、ボーリング穴はレミファルト、ロードキャッ

プ等で埋め戻すこと。

エ 漏水発見時には、速やかに監督員に報告すること。

(7) 漏水調査報告書の作成

各調査の結果報告及び分析報告を述べるとともに漏水位置、調査写真等を添付し、漏水調査報告書として発注者に提出すること。また、調査結果と分析調査を基に、次年度以降の対策を盛り込んだ維持管理を提案すること。

16 身分証明書等の携帯

現地作業において作業員は、身分証明書の携帯と腕章を着用し、住民とトラブルがないように十分注意しなければならない。

17 資料提示

発注者は、受注者に対し、業務に必要な配水管路図等関係資料を提示するものとし、受注者は、資料の取扱いについては丁寧に取り扱い、業務完了後発注者へ返却するものとする。

18 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たり、発注者との契約に定めるもののほか、次の書類を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場責任者等通知書（経歴書及び資格証の写しを添付）
- (3) 技術管理者等通知書（経歴書及び資格証の写しを添付）
- (4) 業務工程表
- (5) 身分証明書発行願
- (6) 業務計画書
- (7) 安全管理対策及び作業員名簿
- (8) 緊急時の連絡体制表
- (9) 漏水調査報告書
- (10) 業務完了報告書
- (11) 実施工程表
- (12) その他監督員が必要と認める書類

19 現場責任者及び技術管理者

受注者は、現場責任者及び技術管理者を定め、発注者に通知するものとする。現場責任者は、業務の履行に関し指揮監督を行い、技術管理者は、業務の履行の技術

上の管理を行うものとする。技術管理者は、実務経験7年以上を有し、かつ公益社団法人日本水道協会の水道管路施設管理技士（2級）以上の資格を有する者とする。ただし、現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができるものとする。

#### 20 調査技師等の業務及び経験資格

調査技師等の経験資格は、次に定めるとおりとする。

- (1) 調査技師は、漏水調査及び漏水防止について、作業内容の判断ができる技術力及び機器類操作の技能並びに作業の指導等の技能を有する者。
- (2) 調査助手は、漏水調査及び漏水防止について、作業内容の判断ができる技術力及び機器類操作の技能を有する者。

#### 21 業務工程表の提出

受注者は、契約日から7日以内に指定の業務工程表を提出しなければならない。

#### 22 作業日報の提出

受注者は、作業日報を作成し、作業実施後速やかに提出することとする。

#### 23 業務期限

受注者は、履行期間内に業務を完了しなければならない。また、履行期間及び業務工程を変更しなければならないときは、発注者に対し事前に届け出ることとする。

#### 24 資機材・消耗品

作業に必要な資機材及び消耗品は受注者の負担とする。

#### 25 業務完了の報告

受注者は、全ての業務が終了したときは、発注者に対して、作業の結果をまとめた漏水調査報告書及び指定の報告用紙による業務完了報告書を提出しなければならない。また、電子媒体（DVD-R等）でも提出するものとする。

#### 26 再調査

調査完了後、漏水位置報告書による修理掘削において漏水が発見されなかった場合は、発注者の指示により無償で再調査するものとする。

#### 27 検査

- (1) 受注者は、本業務完了後、所定の様式で業務完了報告書を提出し、履行期間ま

で完了検査を受け、成果品を引き渡さなければならない。

- (2) 受注者は、完了検査を行うときには、現場責任者を立会わせるものとする。
- (3) 受注者は、(1)の検査の結果、成果品に補充、補完等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

#### (厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

#### (再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人

情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

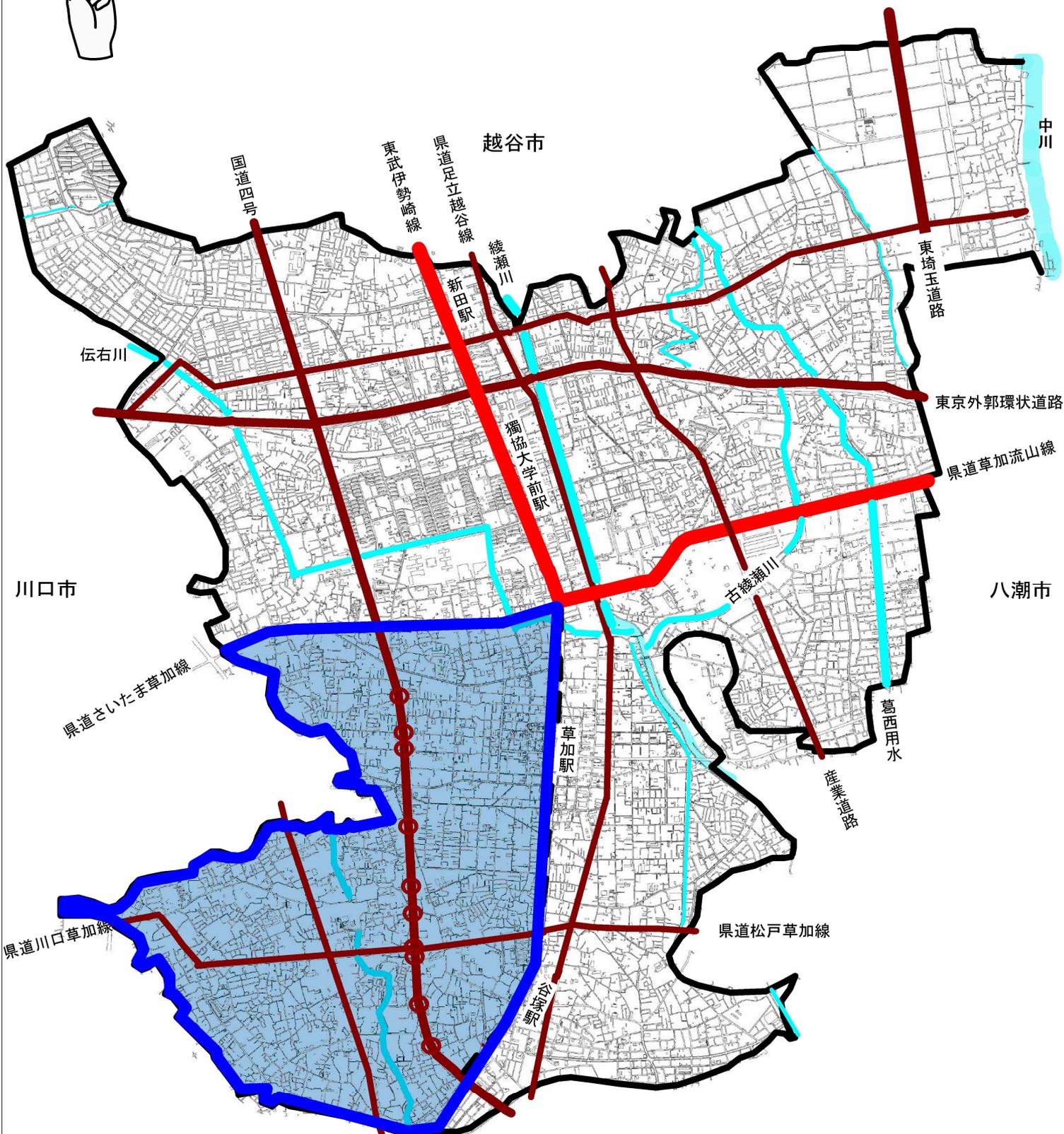
(個人情報の取扱い状況に係る検査)

第11条 受注者は、年間1回以上、個人情報取扱特記事項遵守状況確認報告書を、第3条の規定により承認を受けた場所、第4条の規定により個人情報を保管している場所、個人情報の管理に関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制その他の個人情報の管理の状況がわかる資料とともに発注者に提出することとする。発注者はその内容を精査し、必要があると認められるときは、受注者に対し、立入検査又は立入検査に相当する調査措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

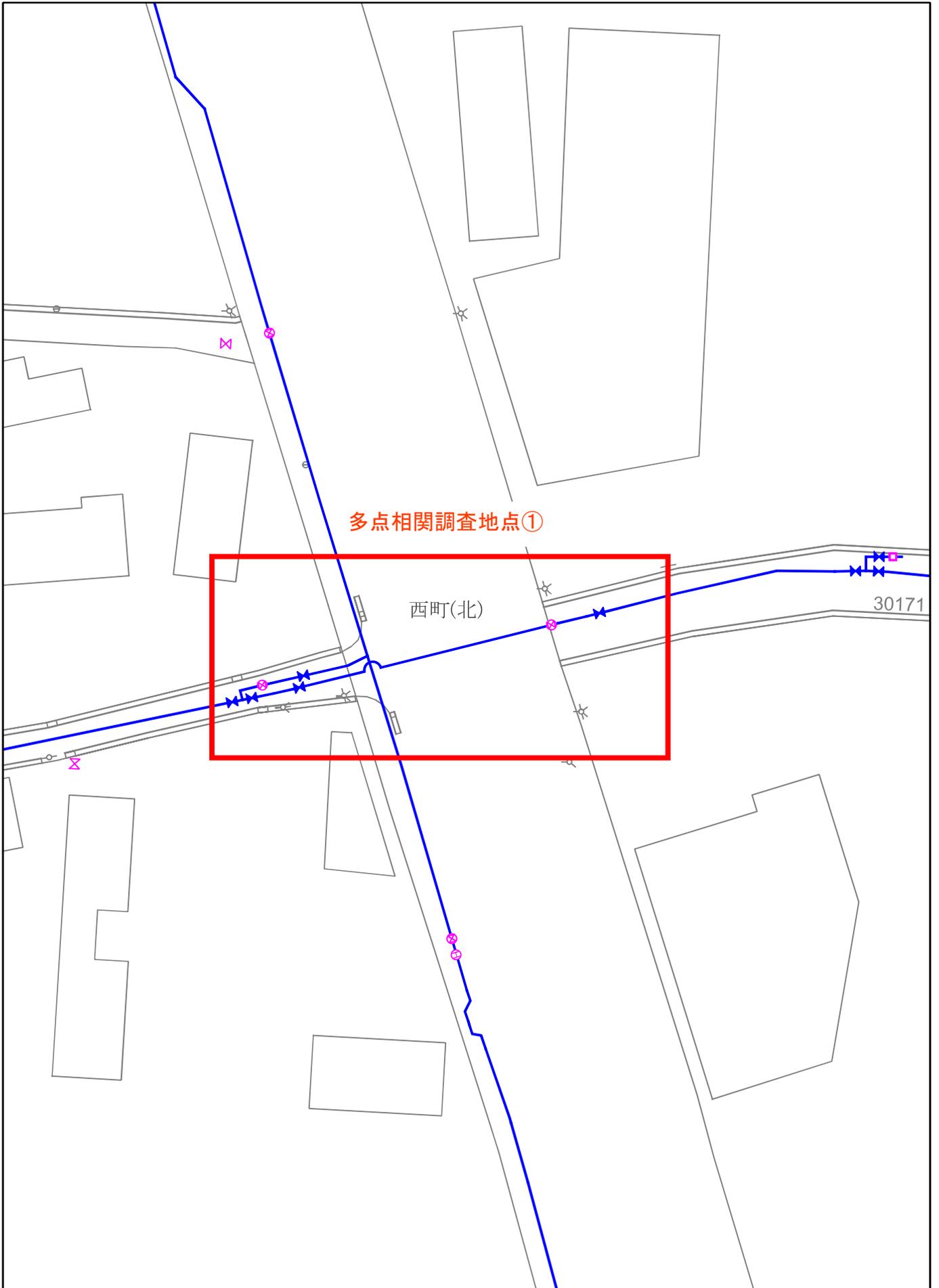
# 令和7年度 漏水調査業務委託区域図

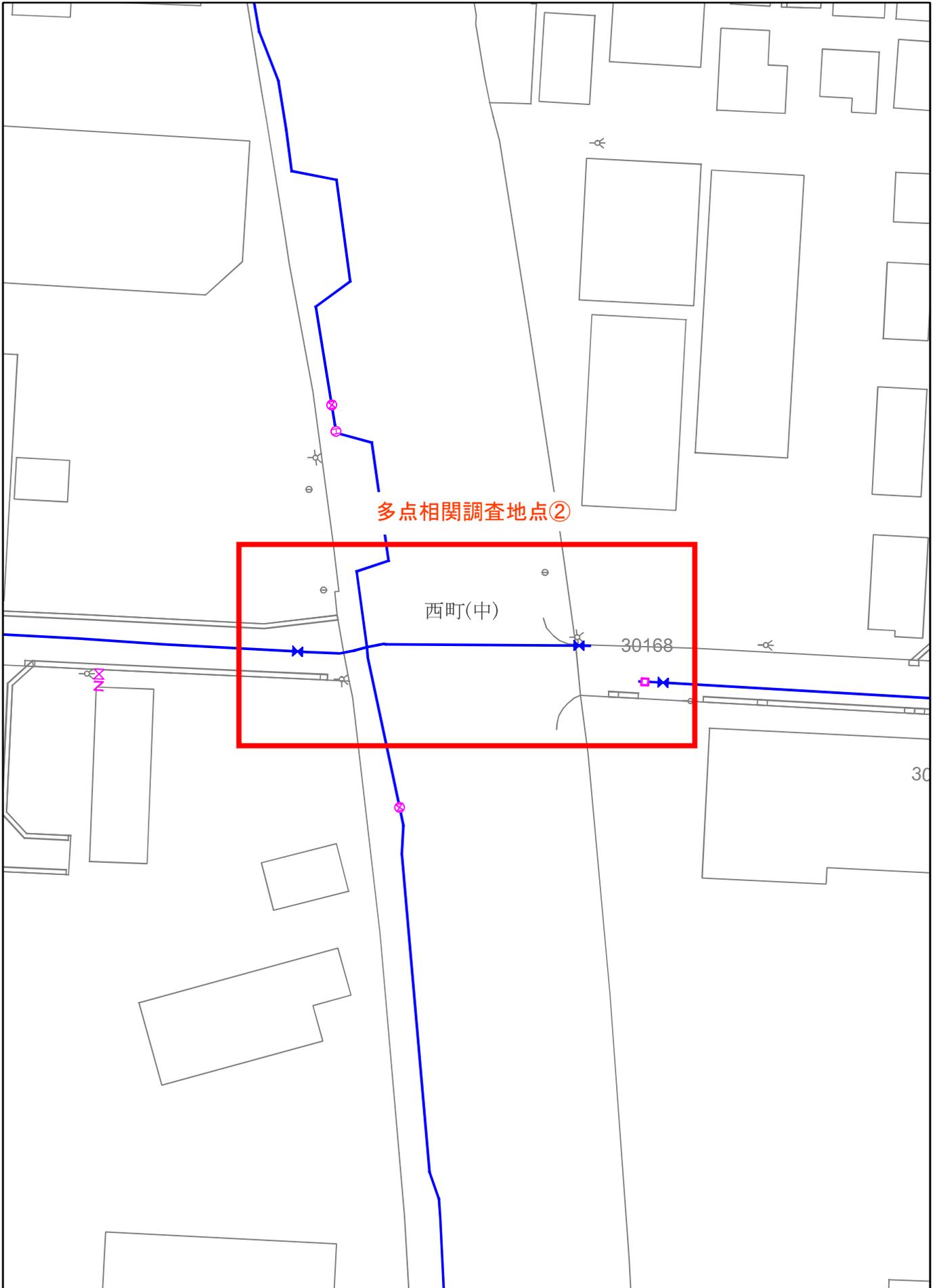


漏水調査業務委託区域(南西部)

東京都  
足立区

○部は多点相関調査箇所(10地点20箇所)



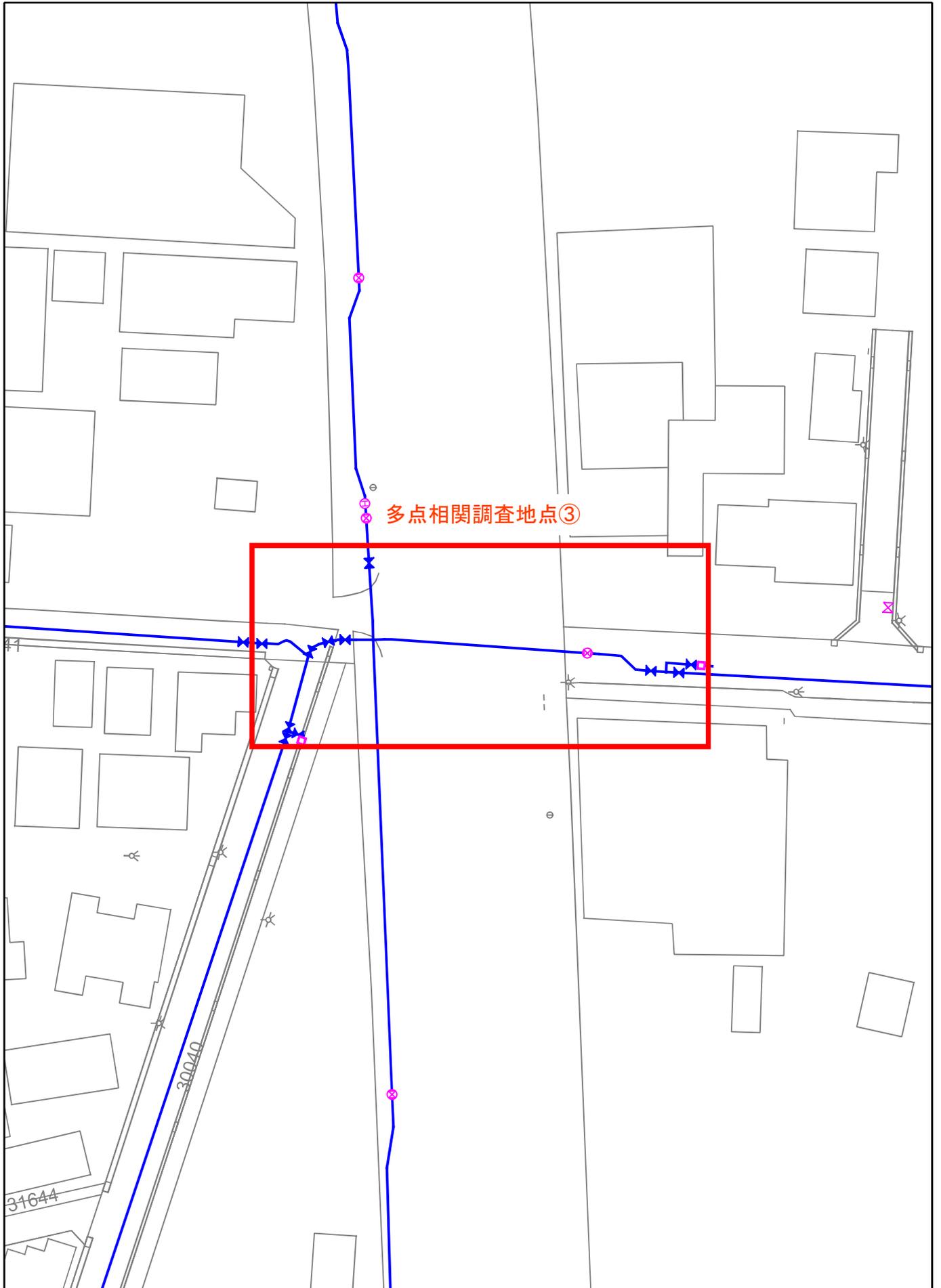


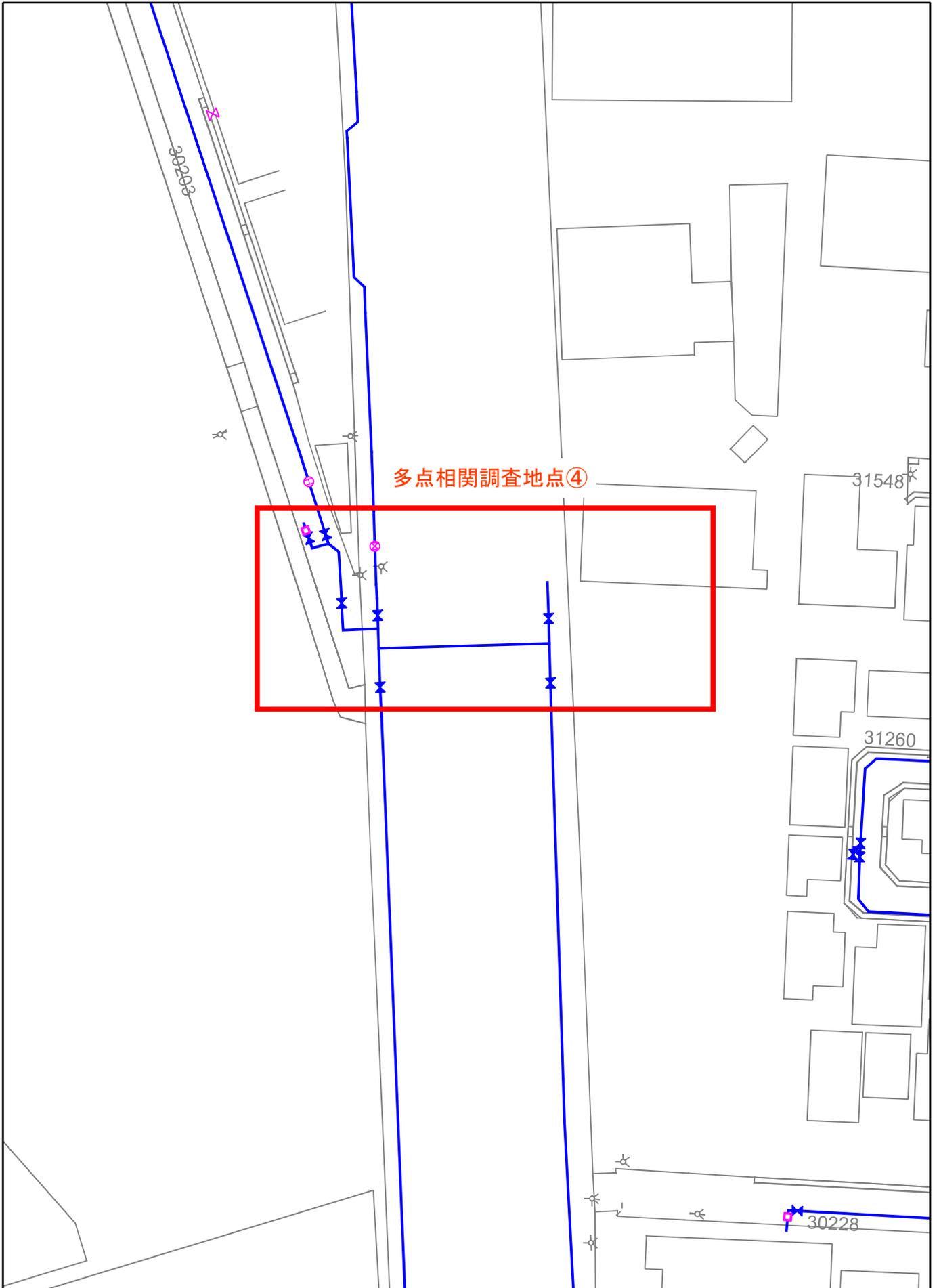
多点相関調査地点②

西町(中)

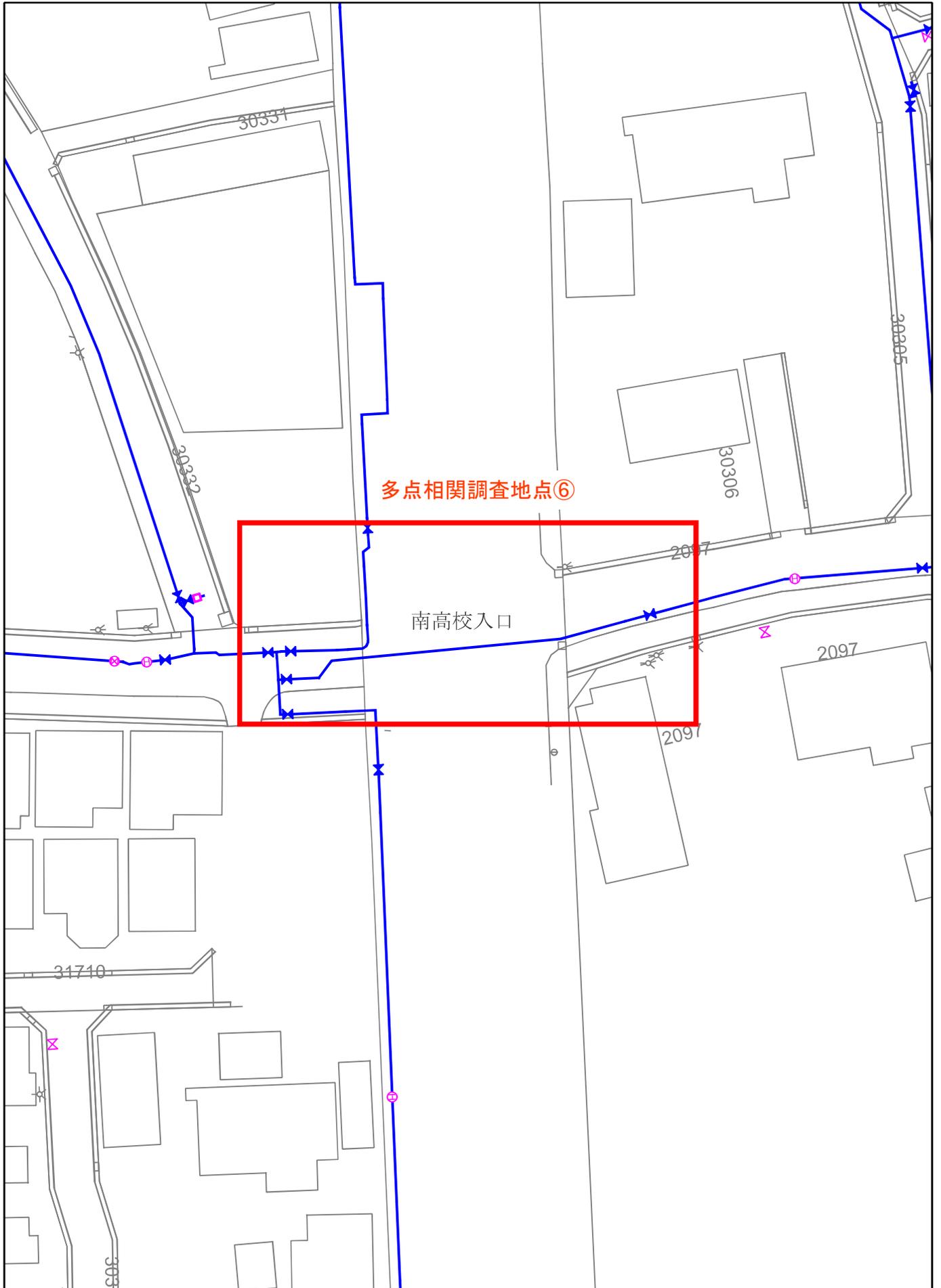
30168

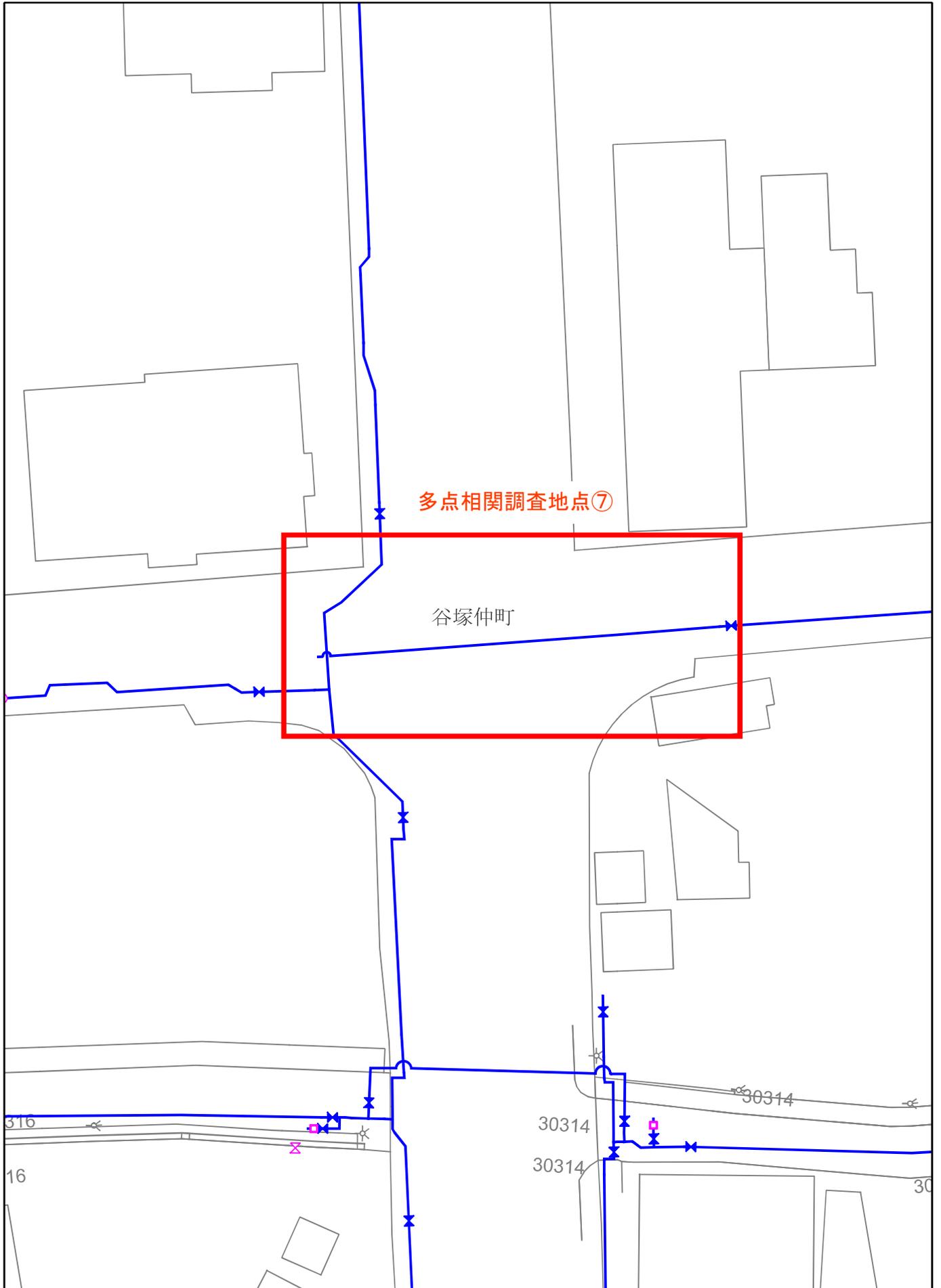
30

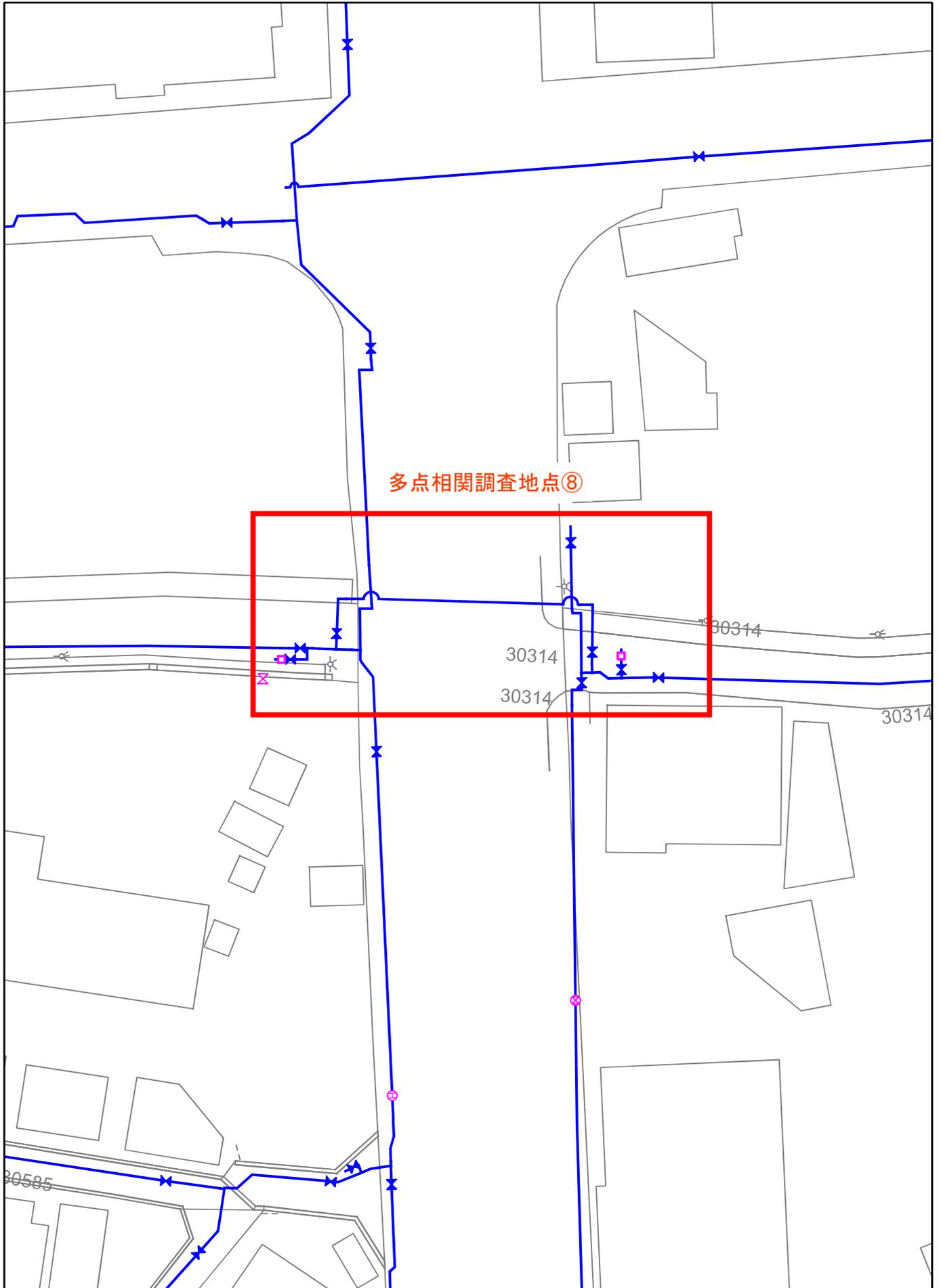


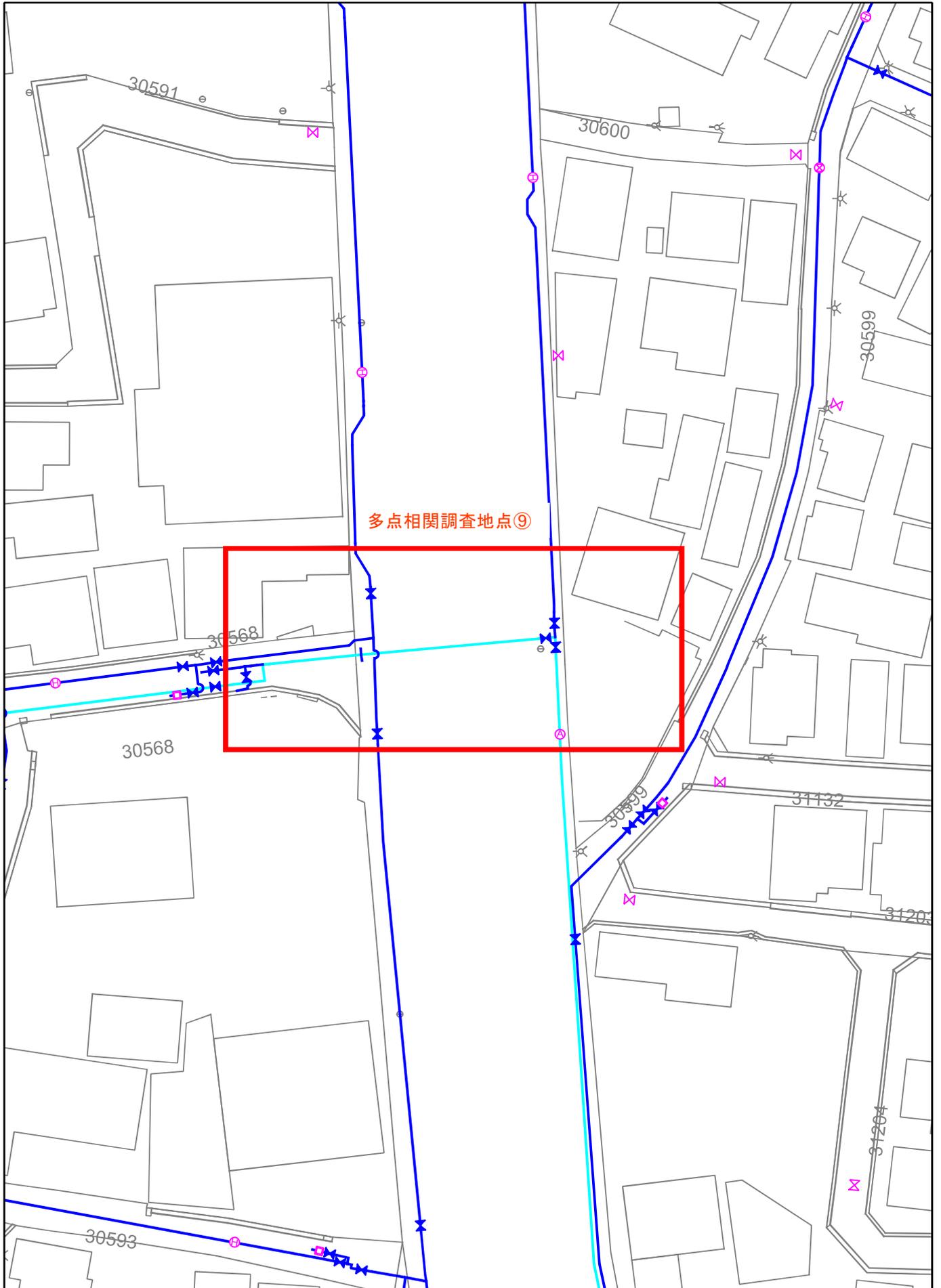




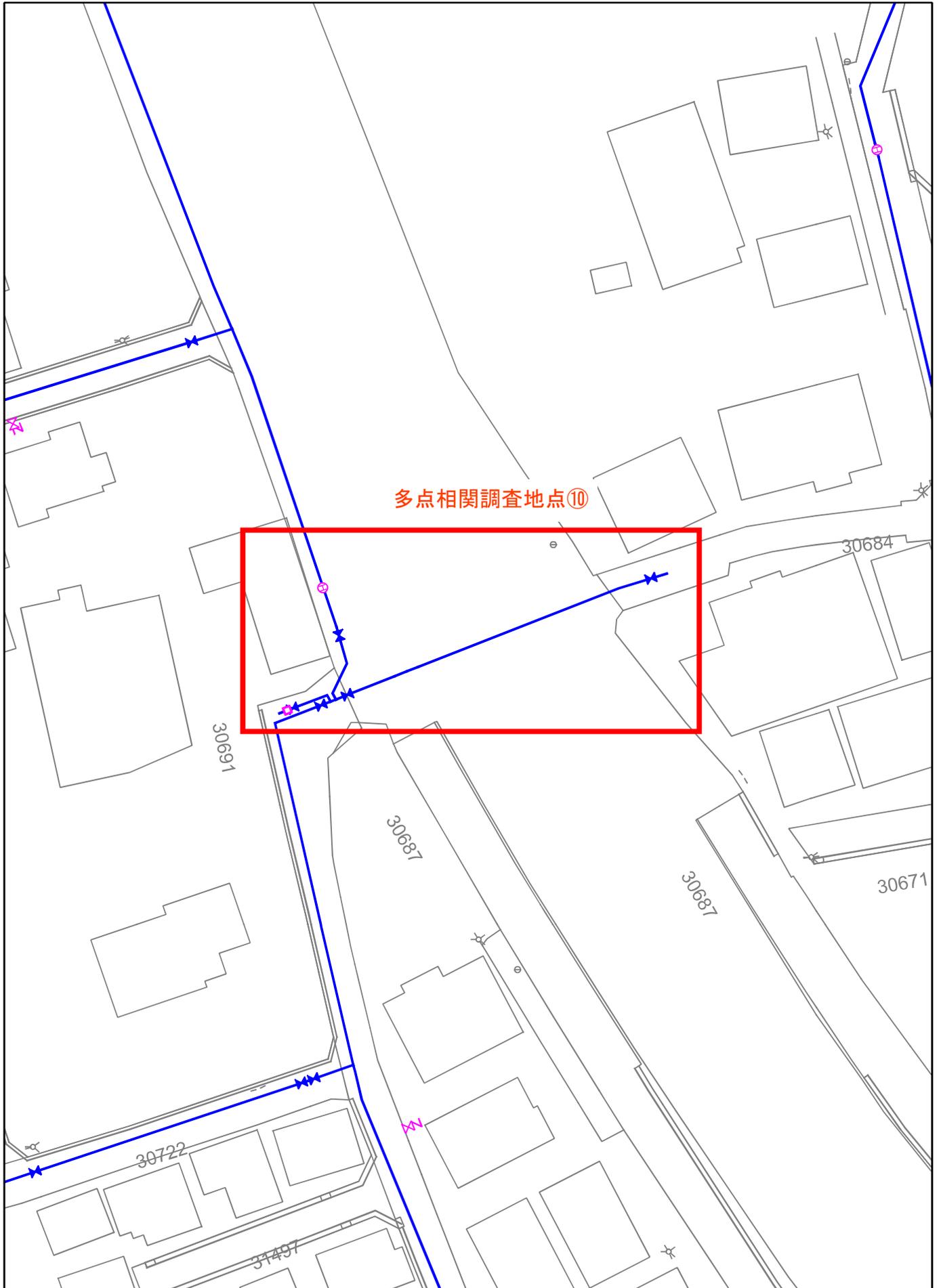








多点相関調査地点⑨



多点相関調査地点⑩